

## 重要なお知らせ

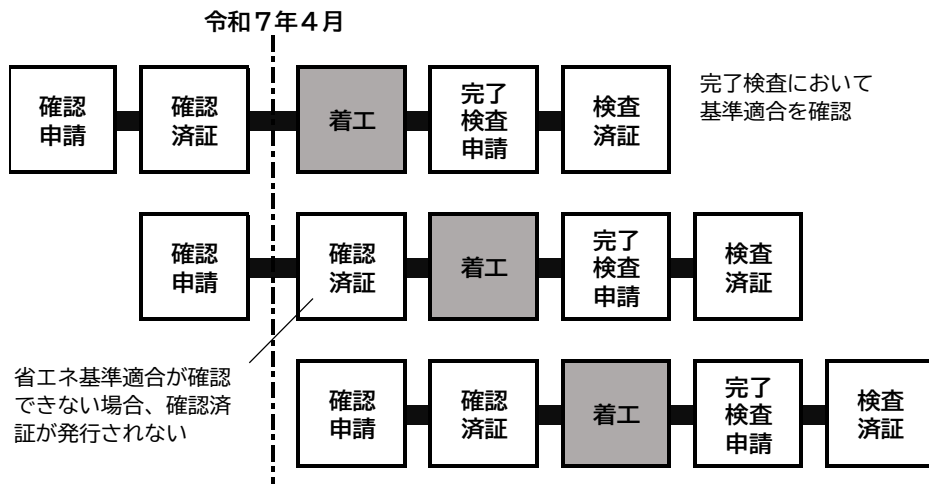
令和7年4月から、原則、全て省エネ基準適合義務となります

| 床面積    | 現行制度 |      | 令和7年4月～ |      |
|--------|------|------|---------|------|
|        | 非住宅  | 住宅   | 非住宅     | 住宅   |
| 300㎡以上 | 適合義務 | 届出義務 | 適合義務    | 適合義務 |
| 300㎡未満 | 説明義務 | 説明義務 | 適合義務    | 適合義務 |

**令和7年2月25日から**  
受付する建築確認申請は、原則、  
省エネ適判が必要なものとして審査します。

この場合、省エネ適合性判定は4月以降となりますので、  
お急ぎの方は、省エネ適判機関にお問合せください。

省エネ基準適合義務は、令和7年4月以降に工事に着手するものから適用されます。



### 【省エネ適判の適用除外例】

- 10㎡以下の新築・増改築
- 自動車車庫、畜舎等
- 平屋で延べ面積200㎡以下の建築物
- 住宅で仕様基準で設計が行われるもの

### お問合せ

|          |              |
|----------|--------------|
| 北部土木事務所  | 0980-53-2010 |
| 中部土木事務所  | 098-894-6513 |
| 南部土木事務所  | 098-866-1762 |
| 宮古土木事務所  | 0980-72-1437 |
| 八重山土木事務所 | 0980-82-3077 |
| 沖縄県建築指導課 | 098-866-2413 |

## 改正後の建築物省エネ法（令和7年4月1日施行）※抜粋

### （建築主の基準適合義務）

第十条 建築主は、建築物の建築（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模以下のものを除く。）をしようとするときは、当該建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。（以下、略）

### （建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第十一条 建築主は、前条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築（建築基準法第六条の四第一項第三号に掲げる建築物の建築に該当するものを除く。以下この項並びに次条第一項及び第二項において「特定建築行為」という。）であって、同法第六条第一項の規定による確認を要するもの（以下この条において「要確認特定建築行為」という。）をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする建築物の部分）のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下この条及び次条において同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。ただし、要確認特定建築行為が、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易なものとして国土交通省令で定める特定建築行為である場合は、この限りでない。

## 改正後の建築基準法（令和7年4月1日施行）※抜粋

### （建築物の建築等に関する申請及び確認）

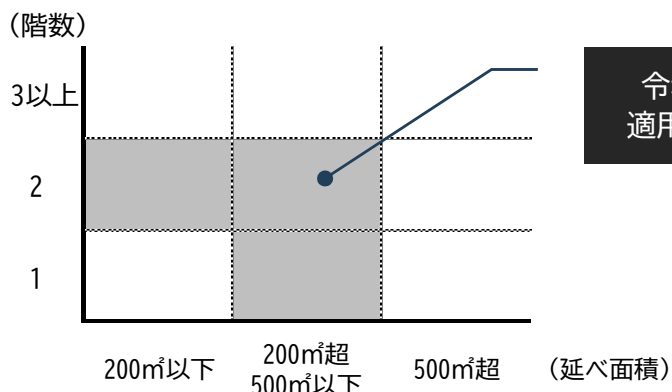
第六条 建築主は、第一号若しくは第二号に掲げる建築物を建築しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第三号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。（以下、略）

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
- 二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物
- 三 前二号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

### （建築物の建築に関する確認の特例）

第六条の四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、第六条第一項中「政令で定めるものをいう。以下同じ」とあるのは、「政令で定めるものをいい、建築基準法令の規定のうち政令で定める規定を除く。以下この条及び次条において同じ」とする。

- 一 第六十八条の十第一項の認定を受けた型式（次号において「認定型式」という。）に適合する建築材料を用いる建築物
- 二 認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物
- 三 第六条第一項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの



令和7年4月以降、建築士特例が適用されなくなる木造建築物の範囲

3月中は、4号建築物として建築士特例の対象となるため、この規模の取扱いについては、審査担当者にご相談ください。